

参考資料 1

チッソ株式会社の 2019 年度決算を踏まえた要請について

令和 2 年 5 月 27 日
チッソ株式会社に対する支援措置に関する連絡会議

今般、令和 2 年 5 月 13 日にチッソ株式会社（以下「チッソ」という。）の 2019 年度決算（2020 年 3 月期決算）が公表され、JNC 株式会社単体の経常利益が 32 億円となり、平成 12 年 2 月 8 日の閣議了解等においてチッソが確保するとしている目標経常利益 53 億円を下回った。

このため、「平成 12 年度以降におけるチッソ株式会社に対する支援措置（平成 11 年 6 月 9 日水俣病に関する関係閣僚会議申合せ）」に係る平成 11 年 11 月 30 日付文書に基づき、経営者責任の明確化と継続的な患者補償等の確実な実施に向けて、政府は、チッソに対して下記の事項を要請する。

また、認定患者に対する福祉施策の実施や水俣地域の振興についても、引き続き尽力されるよう併せて要請する。

記

- ① 経常利益が目標としている 53 億円を上回るまでの間、現在、実施している役員報酬の削減を継続すること。
- ② 経営に万全を期し、中長期的に安定した患者への補償支払等が実施できるよう複数年に亘る業績改善（収益回復）のための計画を速やかに策定すること。
計画策定に当たっては、明確な達成目標を定め、経営責任が客観的に評価できるようにするとともに、一時的な業績改善にとどまらず、計画期間後の持続的経営を担保するものとすること。また、水俣地域の経済・雇用等に最大限の配慮をすること。
- ③ 上記②において策定した計画の期間内に業績改善が達成できない場合には、更なる厳格な経営責任を果たすこと。

なお、「チッソ株式会社に対する支援措置に関する連絡会議（幹事会）」において、毎年度、当該計画の進捗状況を評価する。